～空き家の活用･除却を支援します！～

空き家利活用促進支援事業補助金のご案内

2025.4.1～

※こちらの補助金に関するお問い合わせ→ **子育て定住推進課　定住推進班**
TEL:0224-51-9905

1．空き家再生支援事業

○基本補助金　限度額**30**万円　※空き家の改修に要する経費の**1/2**以内
○加算補助金　空き家の改修に要する経費の**1/6**以内
　・町内建築業者・町内店舗材料購入加算　限度額**30**万円
※基本補助金、加算補助金の合計額は補助対象経費の**1/2**

①補助対象者　以下のいずれかに該当する方
・空き家を改修し居住しようとする方
・空き家を売却することを確約した所有者
・空き家を貸すことを確約した所有者



②補助対象空き家　丸森町空き家バンクに登録されている空き家または当町が空き家と判断した建物で過去に同様の補助(**国・県・当町を含む市町村から**）の適用を受けていないこと

③補助対象経費　空き家の改修に要する経費(業者による工事費、自分で作業する場合の材料費)

2．家財道具等処分・清掃支援事業

○補助金　限度額**20**万円
　※空き家の家財道具等処分、清掃に要した委託費の**1/2**以内

①補助対象者　以下のいずれかに該当する方
・空き家を改修し居住しようとする方
・空き家を売却することを確約した所有者
・空き家を貸すことを確約した所有者

②補助対象空き家　丸森町空き家バンクに登録されている空き家または当町が空き家と判断した建物で過去に同様の補助(**国・県・当町を含む市町村から**）の適用を受けていないこと

③補助対象経費　空き家の家財道具等処分及び清掃の委託に係る経費



3．空き家解体支援事業

○補助金　　限度額**50**万円
※空き家の解体に係る経費**1/2**以内

①補助対象者　　空き家解体後に土地を売却又は賃貸しようとする所有者で、当該空き家を解体する方
※解体工事業の許可を受けている事業者へ委託して解体する場合に限ります。

②補助対象空き家　**住宅**に限ります。（納屋、倉庫、蔵等を単独で解体する場合は対象外です。）
空き家再生支援事業、家財道具等処分・清掃支援事業の対象となった空き家を除く。

③補助対象経費　　空き家の解体に係る経費



1~3 共通条件

①必ず工事、処分、解体等の着手前に申請してください。



②市町村民税等に滞納がない方が対象です。

③申請時には委託費、工事費等の経費について見積りが必要です。

④「空き家に該当するかどうかの判断」は、担当課までお問い合わせください。
（１年以上居住及び使用に供されていない住宅と定義しています。その他条件あり）

空き家を売りたい貸したい方

活用する予定のない空き家は「空き家バンク」に登録しましょう!

丸森町では、空き家の売買・賃貸による利活用を促進するため、空き家バンクを設置しています。今後も住む予定がなく、売却や賃貸をお考えであれば、ぜひご登録ください。

古い家、修繕しないと住めない家であっても、活用してくれる方が見つかる場合があります。※実際に築60年の空き家でも買い手が見つかりました!

まずは、まるもり移住・定住サポートセンターへのご相談をお待ちしています。



無料相談はこちら

まるもり移住・定住サポートセンター　じゅーぴたっ
TEL0224-87-7837　メール：info@ju-pita.com
受付時間：10時～19時（土曜10時～17時）　日曜・祝日休み
住所：丸森町舘矢間山田字土手下102番地（丸森駅舎内）
※日曜・祝日の対応も可能です。事前にご相談ください。

JU-PITA まるもり移住・定住サポートセンター